破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第１０８号
北海道十勝郡浦幌町字帯富154番地の84
債務者　濱田　達彦
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第４３８号
愛知県知立市内幸町加藤51番地　荒木貸家２号
債務者　木村　里美
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第４４９号
愛知県西尾市上永良町古海道43番地
債務者　牧野　力男
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月24日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２６号
函館市東山町198番地75
債務者　秋元　　豊
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２８１号
北海道北斗市久根別４丁目33番６号
債務者　根本華惠子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２８２号
函館市海岸町17番20号
債務者　野村　達矢
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２８９号
北海道北斗市大工川１丁目３番３号
債務者　工藤　順子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第３０３号
北海道茅部郡森町字砂原西４丁目205番地の７
債務者　濱口　　梓（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第２８号
岩手県久慈市中央４丁目10番地
債務者　谷地英之進
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２１年（フ）第３６号
群馬県利根郡川場村大字門前727番地
債務者　清水　江美（旧姓晴智）
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
群馬県利根郡みなかみ町川上131番地５
債務者　高野　　正
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第３８号
群馬県沼田市町田町203番地５
債務者　星野　和代
1　決定年月日時　平成21年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２１年（フ）第４５号
和歌山県田辺市新庄町659番地の１　野村ハイツＣ棟204号
債務者　北村　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第４４号
岩手県二戸郡一戸町中山字軽井沢361番地
債務者　佐々木　修
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月１日午前11時40分
盛岡地方裁判所二戸支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第４９号
富山県南砺市天池1525番地１
破産者　株式会社吉田鉄工
1　決定年月日　平成21年７月２日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２０年（フ）第３４５号
栃木県栃木市大宮町2512番地
破産者　有限会社佐藤商店
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第８１２号
栃木県宇都宮市平出町384番地１
破産者　有限会社平出硝子
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２０年（フ）第９３３号
栃木県矢板市針生82番地１
破産者　有限会社北菱工業
1　決定年月日　平成21年７月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係